# 施行録

リ 5
3488

# 隨聞錄

鶴田文庫

伊
3488

リ5
3488

一幽斎君秀吉公の御前ふまじく
候哉もあるかと疑有りとて御ふ奥にかくれ君臣古来
稀成御対面の事迚一月もかゝりて
おはしきこしめされ候いしとかや

一東照宮濃州関ヶ原ふて西徒を退治ましまして大津伏見の
城御帰陣の時幽斎君丹波より登り給ひて義昭をやさしたてゝ
御神君玄旨君攻給ひ第ふ名城千余雑兵乃籠城を辛労
云〳〵も抱せいと疾運をかまをもるるまことにて軈ておりふ毎
御労ふ報〳〵ん事ふ重ねてもやはと仰ふてもいふ玄旨君長
き不肖の身何の重ねて〳〵ことやはと二人乃西ふ乗寄〳〵と云事
なり〳〵縦令い衣位ふそもなりふる中の〳〵と重て仰ふてもいふ
玄旨君言上有てもいいと指ふ御意ふて新参ふ仰ふ随ひて

大正二年一月寄贈
中村精雄氏贈

中古より以後、田畝の家ほとゞりし人々、いづれの御代
小路の汁もてそゝぎ歌とゞるの志を傳へ申候
罪を免し、あの石碑の作り
らるゝにおゐて、神君の古恩蒙りし志君方に
まかり出候人々、ことに神君長浜御向をめぐり玉ひし年故仁恵を
思ひ出し奉り候而ハ、御家中の人々、小出播磨守殿、谷川勝太郎殿を
初め、御上の寛仁大度の古事また中々
幽玄君の徳恵なくハ、我人ともの心をも感ぜん
天下の人云々君の称せぬ
一 忠興君
君御当家に對し御忠
何御用ゟ御城ゟ被
ゟ三献事年号ハ忘
忠俊公ゟ孫ゟと忘
歟なるべし
ゟ上意ゟ忠
右の 上意有しかど
ゟ井ゟ掛候様 将軍
御事沢有ゟ
御下城ゟ 忠利公 三献
上意ゟ話御耳ゟ
しやと
ゟ上意の趣耳ゟ

なくい未産の者ものを耳ふ
耳ふ人風持し拵おこうを
一君御参勤ニ而道中ふく御家の足軽ニ而道附ニ而ハ
乍ニ而も論をいたす間敷
煙草を吞ニ而も右ニ而を御
ニ而ハ前ニ而ハ
御意ニ而ハ町人ニ而ハ
ニ而ハ
四ツ前ニ而ハ
ふ御ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

[illegible]ハ御役御免ニ成候節ハ御城ニ而御目見被仰付候ハヽ御役ニ付候而ハ御目見ハ不被仰付候哉ニ相聞候ニ付御役ニ付候而ハ御目見ハ不被仰付候ニ付候ハヽ

中宮ハ秀次切腹ノ事ヲ聞召、驚キ給ヒ、御年寄ノ女房ヲ以テ、
中将ト雨森ニ立入ノ事ヲ御尋ニ付、中将ヨリ申上ケルハ、
ソノ事ハ御存知ノ通リ、若狭守ヲ以テ申上ケ候ヘバ、
何角トヤカマシキ事ヲ申ス故、若狭守ヲ右ノ通リ申上ケ候
ハント計ニ仰付ケ候御儀ニ候ト申上ケル

一 若狭守儀ハ、代々ノ三成ノ家来ニテ候ヘドモ、
忠利公ニ仰付ラレ候ヨリ、忠利公ノ為ニハ、
三成公ノ仇ト存ジ候ヘバ、
徳川御家ノ為ニハ、忠節ノ者ニテ候ヘバ、
ソノ身ヲ捨テ、
忠利公ニ仕ヘ奉リ候ト云フ事ヲ

一 萩田延八七十余家を一武雲の左に従ひ浪人の
後三井君を召抱らるゝ家初より何角取扱ひ名
きてかれ御三井公に帰国の刻也右の云々若き方を
亡ぜる事也も表向病死と解一川君若は集ノ田延小酒をき
めらるゝ事ありて亦事ありて延八七十余歳なる人の
城条なり一武雲乃達人にいざ若き方とありなかりる中
盃乃載せよ迚一と盃ら載をとるか打笑て来座か年若く剛
茶磐の人雲ひる是と云田延盃乃載あもとゝ云ハバ
社そのやうにハ田延なへハ七十余年ケ後迚なる人の盃ハ以載仕るなり
ゝ城ゝも高なれば若ゝ云ハ清延ケ
只一度向上不ふ返こと也いさぎよく〳〵と中ゝも田延及諸
古若年ゝらゝ驚へ雲ひる古気量ゝ其古迚ゝ
盃載をやうそし布ら右の差表鮮面。吾ゝ
この差ゝその話人ゝと云ゝ
一 忠利君ゝ光宕山ゝ久し御学文ゝ被古産ふ所ゝ清編ふ御所ゝ
りゝ依ゝ命ゝ御照者古大雄ふ絶ふの階構ゝ
古前ゝ雲ゝ若ゝ二三度古実通ゝ成ゝ
社ゝ照者ゝ白秋花ゝ
忠利公ハ久ゝ光宕ふゝ忠利公ゝ落飾ゝ葉ゝ
ゝ古心ゝ
ふと古有と
一 忠利公ハ天性血威者ゝ別ゝ
ものゝ成古兄立ゝ古生と

一

本多路を越行盗賊の住家の
忠利君に石垣清左衛門
中島の船ろ忠利君
清左衛門
清左衛門

一

江戸東海寺の澤菴黄しき忠利公御家人ども右料理を喜ひ
らるゝ処ゝ紀ゐ州様御時沢庵を召寄右の料理を喜ひ
給ふ和尚ゝ被仰候ハ御家中ニ料理人ハ何程も有之候
哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理人ハ一人も無
之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋
被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而
御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付
和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而
料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニ
ハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候
ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一
人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉
と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候
ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成
候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家
中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚
御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理
ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料
理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候もの
ニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も
無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御
尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣
而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ
付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ
而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答
ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致
候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ
一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候
哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之
候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被
成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御
家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和
尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料
理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ
料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候も
のニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人
も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と
御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ
惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候
ニ付和尚御答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中
ニ而料理ハ致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御
答ニハ料理ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ
致候ものニ候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理
ハ一人も無之候ハ惣而御家中ニ而料理ハ致候ものニ
候哉と御尋被成候ニ付和尚御答ニハ料理

一忠利公いつも御登城日ニ御座候而も御座候ても御供
ニ而ハ無之候へ共御供ニ而も御座候ハ、御供ニ而
御座候ハ、御供も揃い打ち候而ハ無御座候ハ、
御供ニ而ハ無御座候、先ニ御供ニ而御座候ハ、
御前へ参上御使者之御口上申上候ハ、必ず御供
ニ而ハ無御座候ハ、御供揃い打ち候而ハ無御座候、
御中上ニ而ハ無御座候ハ、其御口上ニ而ハ無御座候、
御口上ニ而ハ無御座候ハ、御供揃い打ち候而ハ無御座候、
御中上ニ而ハ無御座候ハ、御供揃い打ち候

三郎君御心ふかゝらんと存候ハヽ御前ニ而御指図ニ而御
沙汰のるゐハ御末のよゝ迄も忠利公ゟ被仰出候通ニ
御座候様ニと忠利公ゟ御直書ニ而も被遊候ハヽ
弥と云迄も無御座候ハヽ千万歳と申上候ハヽ
御家老衆ハ不及申ニ御一門様方ゟ御家中迄
忠利公ゟ御直書ニ而も被遊候ハヽ代々之御
書上ニ御判ニ而も被遊候ハヽ千万歳と申上候ハヽ
三郎様御前ニ而御書出御判ニ而も被遊候ハヽ
御家老衆ハ不及申ニ御一門様方ゟ御家中迄
忠利君

已く〻の儀ニ付、此ど年貢納ニ付ニ而ハ
五拾弐石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
両年ニ而ハ百弐拾石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
両年ニ而ハ百弐拾石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
公方様ニ御相談ニ御申上ニ候ニ而ハ
忠利公ニ御国元ニ而ハ百弐拾石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
御申上ニ候ニ而ハ百弐拾石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
古格ニ御座ニ候ニ而ハ一郎兵衛ニ御尋ニ候ニ而ハ一郎兵衛ニ御尋ニ候ニ而ハ
上ニ而ハ三郎様ニ御座ニ候ニ而ハ通ニ御座ニ候ニ而ハ通ニ御座ニ候ニ而ハ
休息ニ御申ニ候ニ而ハ御理ニ候ニ而ハ御相談ニ候ニ而ハ御相談ニ候ニ而ハ
忠利ニ候人ニ而ハ御国元ニ而ハ百弐拾石ニ而ハ百姓共ニも難ニ渡ニ世ニ付ニ
御申上ニ候

一 忠利君仁徳代奥田権蔵と云谷八仁徳
仁徳人柄ひしと
何の□となく茶呑おくり酒も出しかど
権蔵ハ仁徳を指ざしや迚も呑仁徳ハ
そもそもいかやうや連立ふ内井筒屋の酒の酔く
宅へ引取申すと茶呑仁徳ハ中ハ
休り権蔵が起上り出ると迚ハ仁徳
面目なやとて古酒一ハ諸悪雑物ハ
る権蔵ハ勿論も無ハ
古指ハ申も茶義ハ
ハ仁徳ハ
ハ仁徳ハ
ハ仁徳ハ

仁徳ハ中ハ八ハ上ハ免角ハ
中ハ八右ハ
言葉遣ハ
中ハ
忠利ハ
一 忠利代何れの年ハ
おゐて何方ハ
打果申ハ
項ハ上ハ
葉脇ハ
ハ
ハ

[illegible]

一 忠利公御代右鳴海御茶屋と云ふ人有 [illegible]
向権右衛門と云ふ者 或時御鉄砲の [illegible]
主人と思ひて [illegible] 云つる [illegible]
止ハ何ら遠慮をなく [illegible]
[illegible] 主人出 [illegible]
[illegible] 主人 [illegible]
[illegible] 勇士の [illegible]
主家と [illegible]
[illegible] 家中 [illegible]
[illegible] 家中 [illegible]
[illegible] 家中 

一 忠利君葉の御陣すゑ給ふ時葉の書付の事

葉の船よき方ならずやと申上ぐる時分明ならず候へ共船場を経過ぎ候と見る時代官衆より種田仁右衛門を呼寄せられ候へ共参らず候間重ねて御使を以て召寄せられ候へば仁右衛門申上ぐる様は私儀御陣中に於て御法度の者を召抱へ申候儀御座なく候へ共御陣中にて御法度の者を召抱へ候儀御座なく候へ共御陣中にて御法度の者を召抱へ候儀御座なく候へ共御陣中にて御法度の者を召抱へ

通るのいきさつを書いた書もの
書そゆ（書き

一 忠利公御代御使給ひ候て通る人給ふ候方ぶんの
紙書一面ゝゝ書面書ハ書し文字
集ひ候連綴ゝ少御用候ハゝ御使ひ候人書ゝ御書
ゝ書ゝ書ゝ書

一 光尚云ハ天性三徳兼備の大将にて候と同し法
華帰服の者と云ハ加賀尾州の大名小名両般者ども信心
の中ハ互ひのものゝ様に心得たく候ともそれ
ハ光尚若御折違云ふ様に刻々折違云ふ事ハ
せざるゆへ云ふ折違云ふ事ハ無之候大慈悲相と云ふ
大清浄ゆへ云ふ中には連座と云事ハ
さらさらこれ無く越中富死去ハ
丹波の改宗ゆへ去ル云ふ法門ゆへ去ル云ふ
強ハ一筋ゆへ云ふ宗旨を改て出来申ハ古来ハ迚も
古構ゆへ云ふ仕置無之候間成寺老中も不及了簡
御ゆるしゆへ云ふ来候間酒井雅楽頭(オヌキ)殿へハ光尚
御断ゆへ云ふ御意ゆへ云ふ御免ゆへ云ふ
御意ゆへ云ふ御意ゆへ云ふ御免ゆへ云ふ



とゞめ云ふ御意ゆへ云ふ御免ゆへ云ふ
御意ゆへ云ふ御免ゆへ云ふ御意ゆへ云ふ
御免ゆへ

光尚へ因て仕官申上へ候
ゟ別光尚公へ参上仕候
乃ち
我等事ハ
をゐ
光尚公へ
ハ
光尚公
ハ
一
光尚公御代
ゟ
邪宗門ニ
ハ
御
ハ
御
ハ
御

町家に引越候事至年等の方へ
古家借入引渡古一町に引移り
る指置候事と申ふらし候事
ゆまさみと今度と申ふらし候事
ふらばに大小迷惑いたし候事
下さし知ふ指引をものふらし候事
仕置申ふし候仕置申ふらし候事
ふ洞法をかさうのみなと申
候事園物当なに時事新参
そ古父伊勢当なのい知治
ゆまい重宗若ふ墓ふたと
北所役勤と時事新人ふ書
ふ或ハ仕伊勢当なに時事新参
まいふ私の或ハふたの公
ふ晴をゆ晴をゆ
公ふ御薬ふ治晴ふ
ふりふと云年ふ時事
ふ或ハふ晴ふ
ふ園物当なに
ふ脚ふ来
辻切ふ申ふ



ふ或ハふ仕伊勢当なに時事新参
まいふ私の或ハふたの公
ふ晴をゆ晴をゆ
公ふ御薬ふ治晴ふ
ふりふと云年ふ時事
ふ或ハふ晴ふ
ふ園物当なに
ふ脚ふ来
辻切ふ申ふ

一 作蔵嫡子上野介
三百石ニハ葉ヲ加ヘ必ス手ニ入ル
お五ゐ様ニ被仕候ハヽ作蔵ニ
下野守ハ
おりゑや
大勲位ニ叙ス
ニ十枚サ二ツ七
つ 大久保武兵衛
ま ニ詳ナリ

一 清三代目ノ御時朝鮮人来聘
ニテモ一松軒ヲ信細ニ
なぐさミ立ノ人ニ
夫ハ
ぬとやらが
生ル
ル働
氏働、

生ル仕ル
ル仕ル
一 大勲位
御威ハ
常ノ通次第ナル人ニ
常ノ通
御ニ
上ニ
ニ
ニ

何と存ずるや」と仰せ掃部頭と存ずる旨申上げ候処
古宮と申すは天下と孔の揚と有るの間敷候と存ず
候由申上げ候ては利勝悪しかるべく候間
其儀は大坂方陳ずるも有るべく候間
駿府御城御普請を外請の
大方なるまじきよし仰せ出され候
公方様御祝儀将軍宣下として
御下向を early 民を労
礼ありたしと存ずる旨申上げ候処
存ずる旨申上げ候処
尤に候間
其儀は大坂方陳ずるも有るべく候間
駿府御城御普請を外請の
大方なるまじきよし仰せ出され候
公方様御祝儀将軍宣下として
御下向を early 民を労
礼ありたしと存ずる旨申上げ候処
存ずる旨申上げ候処
尤に候間

右の通り掃部頭申上げ候ては
御為に悪しく候間
御普請を外請の
大方なるまじきよし仰せ出され候
公方様御祝儀将軍宣下として
御下向を early 民を労
礼ありたしと存ずる旨申上げ候処
存ずる旨申上げ候処
尤に候間

一 御三代目ニ御時等ニ而ハ
ニ而ハ 古格ニ而ハ
西宗ニ而ハ
ニ而ハ 御先祖ニ而ハ
指上ニ而ハ
御達 上ニ大炊頭ニ而ハ
ニ而ハ 御ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ 御先祖ニ而ハ
ニ而ハ 御ニ而ハ
ニ而ハ

上之之掃初以下中ニ入御
和初ニ来御使仕候年
置ニ代々申伝ニ而
掃初以来御使中上直ニ陸奥守殿へ
つゝ而御中ニ出對顔者
抔ニ而ハ今度ニ掃初以
御入被成候
之ニ而ハ御先祖
ハ陸奥守殿へ
御先祖ニ御目掛
ニ而ハ陸奥守
ちと相之仕候ニ付而ハ
御使又ハ掃初以前
ニ而ハ陸奥守殿へ
奥さま迄ニ二ツ子ニ
ゆゑ御先祖ニ
ニ而ハ陸奥守殿へ
ニ而ハ陸奥守殿へ
ニ而ハ陸奥守殿へ

一井上河内守西利遠州横須賀の城主なりし時碁を打てい
若き事なれば何方合せ打ても面白からんと思ひ
なるべく一揆と記すべきを面白からんと思ひ
風変仕かけ古今知らざる結をあらんと思ひ
傍ら非をとらんと家老共を用意せり〳〵河内守前〳〵出中途に
なりても西利勝つ事なし打ち〳〵何と一揆に決せず
和尚指図にて迎撃打ちけるに又〳〵負けたり
再び面性にて勝ちたれば古錦にて
候と古老中に披露ありける中にも一揆と云ひ〳〵碁ぶるの打止
位の家老共殿と八幡り大抵色をなすなり打ち勝て満悦
事にて又〳〵出勤前打んじたをこれ〳〵迎に
参〳〵と打止ける時濱井新四郎也老功の者一揆
決定にて第四中途にも廻り候とて十九升と
着ける中にも大抵老功し新四郎参るなり

一 井上河内守殿 城州淀御屋敷ニ在勤ニ付
吉田家来ト申候ハ先頃ハ
拙者ニ御逢被成候哉
拙者ニ逢候ハヽ
御用向ハ
何ニ候哉
御城ニ御詰吉帝ト申ス方
我等同役ニ御紙御一封
吉帝方へ御渡
シ被成候ハヽ
御用ハ相済候哉
吉帝ハ
何方ニ御住居ニ候哉
吉帝ハ
何ニ候哉
吉帝ハ
何ニ候哉
吉帝ハ
何

一成年の頃より家業を一ト筋に勤め
代々の家老と方々へ御附合有之
ニて千百俵取り
お二人扶持
御切米
御切米
御切米

# 肥薄落穂集

かまて貴へ（な秋井ハ云ふ自し〜手形の御石ハ油が心よ
まるべ〜とゐ御さ
一或時御奉行所ゟ呼ニ参り候ニ付罷出候ハ、御用ハ
少者ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
ものゝ石ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
うち取て大切ニ御機嫌取て我と
君様のお御機嫌取て我と
なる丸ニ付ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
病気ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
と申て石ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
一御用の御奉行ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
もさく〜御機嫌ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之



石ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
彼かゝそもさ〜ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
なき御機嫌ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
一切答ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
ものゝ石ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
一若御船ニ時古屋船ニ乗居候人ニ皆人ニ色々の迷ひ
ゟ〜訳ハ手紙ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
中西格助殿ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
君乃御ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
多くの古人ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之
ゟ〜ニ而ハ無之ニ付御家老衆ゟ御用ニ而ハ無之

よし夫と和をしとり面人の
のおのの心なり 作次ふ和、君にもい君ふも作頼母な
思召し作を和みしとひ忘筆の作業性と祝福の
君し作居間し作家君年久多
みしとも作家君ふ陸ゆへ
祝は作大なるものみ君ふ近習
の人し中合をかくて八何とも
へからんを何まりとも何氏作をなり
作君ふ何なるふ手作をふ
ふかなりのよ作義我倒
ふなをこと作り君し国のこ
きるいとまりこと



たぬ和よまりをい号
夫と和り、我居間の
和とのおりとぬゆへ夫い
或時ふ客様の時ふ古吐ふ
なをいと

君ゆと作初居住
動和なるふ或時し作を、
ふをなおりい心配をも
号ふ書ふ踏八白石し
感激ふ流し御と作品と
中と退出しぬ又前時
ふ不ふ作合作連意ふ

作倩、来原熱ふ

飛鳥井雅章卿と共に参会の儀に参上なると二番目
御教帳おのく教の人の迎御自分に乗りてこまにて御
出なる御法々遊ばと云事也へ共御法々遊ばし
能き時御近習の人々御前に出の半の内と人のみ
なるものゝ有しに世の半の内と人のみなるものゝ
さきの長生を祝し祖すよあそばしたるもの
御前にて御ふえ吹給ふ事也たゞ〳〵心の楓所
御の海所を心の楓所と云にて勇元りと云事也
此歌にて勇元りと云事也
此歌にて勇元りと云事也
のそと云作也

一 寛時宇七度 月前眺 御製よみ給ふ
一 寛時宇七度 月前眺 御製よみ給ふ
一 寛時宇七度 月前眺 御製よみ給ふ

義理ハ中次男の松ノ事ヲ水無瀬ニ頼ミ
おゐ〳〵ニ倫の話ヲ進めんとせしに
一人ハ納ラヌ由ニテ又一人ハ倫行の悪キ噂ヲ聞
集院のおぢ云ニ倫を納レ兼ル趣ヲ語リ
ふ理ヲも理ふ兎角ニ一人の納ラヌ者ハ
如何あらんとの仰ニ
亦時の古歌ニ人の到業ハ
その到業を倫家ニ
分て何ニ到業ニ志ハ
云ヲ是倫ニ百義ニ
ひとりも定かし
ゆへ〳〵ニ
賭ふなりたゝ
三方出ニ
智志の
ゐ心あり
祖ニたゞよわ
主人の心ニ
北野ニ
方ニ
ニ
いさかひの事ハ
計ニ到ニも定かし
賭ふなりたゝ語世の
三方出ニ
智志の
ゐ心あり
祖ニたゞよわ
主人の心ニ
北野ニ
方ニ
ニ

又或時の寺社小流の小さきものを埋
ずどちらもの住むなき水をなくして耕すこどもも
造化の功をたすけよき我おのれんとも事を
んとなり

一

御時の御制小事小民のなりを動かも知り家ま紙類
をなきをなきを御告ふをなきをなきを筆墨おまの
筆お大きくなるまんをおの人紙おおの価をだ小価ちを
人情のきくしまきの財まるまを小事ちを
まこ陸地ま重ねを小陸地ちを小事ちを
事ともやく大名の思ねとこの一大くこ此事ちを
おくるもおの事小紙のまきの事ちを深く痛まく
高うなく小なきまくちをよおこ



一

或時陸奥按ま御ち事法度小陸奥按ま御ち小者
小もちて法度ま行ま事ちを小者ちを
法度ま行ま事ちを小者小紙の法度ま行ま事ちを
中事ちを殺ま事ちを小者ちを小事物
ま慶寺ま事ちを小者ちを小事物ま
小紙ちをれおありし小

一

或時の法制ま大名小ちまで
鬼の首ちをしねま法ま相ちの
の相ちま小ちをしま法ま
宝暦法度章の時ま事ま
三ヶ年の内の事ま其間ま

と〳〵銀平は、我ホよう中ナまる筋あり。銀平
ハ、君生ハまい銀ホ、市茶ニ至ハ、ハ茶ニ至ハ、君ホ市ハ
よし仰ハる。銀平ハ仮仰ハ
ホの、対松ニ出〳〵人ナ合ハ一日も廃ハ
通ハよをり〳〵ホを松ホ仕ホ、市ハ
弾ホ何ホも中上ホ祖もホ〳〵銀ホ
ハるハかくとニ市悪ヒ志脾して不布ホ中出ホりそうい
紙合ナ、粉ホ棒ホも君だホ市仕ホ廻ホて死ホる三市境ハ
離ホ中ホ〳〵ホ森涙ヒ流ホ一番ホ〳〵ホ前中上ホは
より出、勤ホハるとハホるホ毎ホ盛涙ヒ借ホるなり〳〵
成時の市悪ホ云出ハ馬鹿の蕎名と云ホの有るハうハだり
の方智ホホをホの〳〵云初ホ又先ハ比志者ハ出ホ此乃



ハホ有ると云ホをまなうかるホ云ホのハ志者婦ハセ
云ホ計ホのホく松を配ホ而のはくホ智ホの形とハ仰を
君の市代ホ風を与ホ時ホ
ハるとハ市現ハ廻てホもて
向指ホ船ホ船ホ中ホ市ホ
しる此市ホまホ市ホ知ホ
成時の市悪ホ人の悪ホヒ学
乃ホきこる出ホ松ホ花ヒ
書ホるホの〳〵大半ハホかり
蝶ニ乃瞬ホ此志づヒ包た日
こしんよとハ松ハホる中ホとホ
成時の古出ホ修ホ指語り



成時の市悪ホ人の悪ホヒ学
乃ホきこる出ホ松ホ花ヒ
書ホるホの〳〵大半ハホかり
蝶ニ乃瞬ホ此志づヒ包た日
こしんよとハ松ハホる中ホとホ
成時の古出ホ修ホ指語り



成時の市悪ホ人の悪ホヒ学
乃ホきこる出ホ松ホ花ヒ
書ホるホの〳〵大半ハホかり
蝶ニ乃瞬ホ此志づヒ包た日
こしんよとハ松ハホる中ホとホ
成時の古出ホ修ホ指語り

ろといわも迫座ぬるの二化た古きて軍吐ハそこれりて泊出合
をて首尾のなるぬるの二吐の類みゆまて〻るるて喜化をぎ
もハを蕊もゆるるおゝ〳〵我ゆもるる迷一化の吐〳〵をすも八
剛るのハ君ゆ〻ていとハなく〳〵て迫座出なて〻落ニハ面白き

吐おハ郭成抱ニとハ伯を
或時の南吐よ他人の仕合よそをうて莫のそのハ茶座行の乃
悪るを〳〵なるるく云さ面をハよるか〳〵ぬ抱ニとハ伯き
或時論語南舎乃吉ニ小過ハゆるし〳〵賢手ひ拳ヨトニ云章なし
かるをハ歎息ニ迫ひ伯るハ誠ニ小色ろもう小悪も勘弁をぬバ
後世ニ有ぬるよ古人ニ祖ニ人ひ云ん亡ん亡んとすう時始悪流おまて
そのをを云校るるひう大義ひ小悪ひうてハ晴テ善ハ折るぬ
云るるり之論大切の茶ニを小悪ひうてハ晴テ善ハ折るぬ



抱ニと見たりをニ伯を
或時南乃ニ迫ひる南平り吉をニ皆く南休息迫さき
南抱語りの内よあてさひ面ニ〳〵ぬ抱ハなし〳〵かく平らずて八
吾も世の中の慮概ねの部都ニ抱も旨なる後世
或時南舎の時南吟ニ抱も旨なる後世
書抱よ出抱ひ重な作り金価ろ〳〵書抱の旨味が
多ふ有ぬるよ首の義種ニ六輪三昧ふ知んとてさとをこ
がて世ろやねるもゆ〳〵を信仰もなく六輪三昧も書抱
くハあ〳〵ぞ今八大都ろ〳〵も七書成漬ざるハなし〳〵夫ゆ書抱
八書抱ニと抱ニ上り若ろ〳〵世よ当抱を秘をるるひ〻撃をえて
の智者乃仕るニ夫ひ秘をるニせでをるニと成ひるものも抱ニ先
うろうをぬるニ手も抱とうふ秘をるニをも〳〵未のるとハ伯き

阿波葉事始

忠利公肥後御領之事

羽林源忠利公参議宰相源忠

豊後豊前三拾万石余ヲ以テ

寛永九年九月十二日　忠利

卿ヨリ之

一筆令啓達候　春雪動事ヨリ

如来ノ松ノ木ノ下ニ而十人ノ内九人

去ル元和中ニ

九月十六日

細川越中守殿

人々御中

稲葉丹後守

酒井讃岐守

土井大炊頭

右之通書付外猶委細之儀ハ使者口上ニ申含遣候間
其意を以御取計可被下候以上

忠利（花押）

稲葉丹後守殿
稲葉内匠頭殿

猶々十月十日御着嫡男将軍家光公 忠利公
肥後国十七郡豊後三郡於合三十万石ヲ嫡男光
成ニ可譲与之
御宿曰我国卿卿父子三代将軍家ニ屓諛忠節ヲ
ハ我西城江書付我忠父子ニ勤労一切ヲ忘ヲ被授肥後国
忠利ニ誓詞被仰付重而嫡男ニ可譲与之時又
将軍家重而御折紙ヲ以被仰渡ハ
公家ニ聞召届ヲ被下御朱印ヲ以可譲与之旨
方今完廣ニ相違無之疑事

忠利ニ辞世被仰付候ハヽ書付ヲ以可申上候別紙ニ
お宮有吉頼母茶湯ニ被召出候ハヽ志水伯耆ヲ肥後ニ
八代ニ而被召出候ハヽ豊秀ニ御小姓衆右近ヲ
忠興より添ヲ以被仰渡候ハヽ長岡監物ヲ
被仰付候ハヽ御家老ニ可被成候 御老中ニ而
被仰渡候ハヽ寺沢志摩守ニ可被仰渡候
筆跡ニ而被仰渡候ハヽ細川内膳ニ可被仰渡候
御代ニ而被仰渡候ハヽ肥後ニ一揆天草郡吉沢志摩守
筆跡ニ而被仰渡候ハヽ肥後ニ一揆天草郡吉沢志摩守
御代ニ而被仰渡候ハヽ肥後ニ一揆天草郡吉沢志摩守

那藤一郎法まるみよりて西国吉隈勤を依頼命
忠利公光尚公騎士寄年二万八千六百人と人数を辛一揆方伝
伐栗と城をもりのハ上使松平信綱戸田氏鉄ハ〻ハ合を
城攻と謀略ハ半ハ方忠利公ハ古今独歩と良将と
歎の動静を窺ひ一を云ふ等節を合たるとなも信綱
氏談を好攻よし話ありを諫ハ忠利公の所
陳芸二一揆と有て夜討ふ逆すれ勢方ハ
陣所ハ天よりして高城ハ近ハ忠利公帝剣者ハて
城急なるを見ハ夜討まるすありハ
方城近をふのんするを歎きなる
褒給氏上使しハ会ハ背て出丸ハ攻投先ハ
勢方ハ池永加平法被招と云騎士寄年使て妻人一揆も

なるを限り出防戦を歎味方の矢石雨降ごとし
ち重傷と云ふ毛ハふ顧を策成ハ遂ハなふ本丸ハて
一揆し大将大矢盛四郎討負を陳伝為討ふ逆ハ
大ハ放て城ハ焼お家四北ハ方原城討まるの忠利公御父子
と御父子古軍初終群と面ハ命なるを賞ハ斜式なる
話ありと上ふ寵あり御剣陳ハ話ありふ忠賞が思
按ふ又戦死し業の遺ありを孫初ありもハ世知遠ハ
按ふ仏ハ話浪人と親死のものハ書ふ月俸ハ按ふ他国の
浪士の軍法ハ無ハ来るものハ古答意拾一重白銀拾枚
賜ふ者帝事謝退出ハ戦死計百七十六人を負千七百二十
六人ハ討死退去ハて於安国寺ハ
忠利公御父子ハ

自ら御焼香有之候ハヽを兄弟
心ある奴僕雑人ニ至迄仏前ニ
唱名ニ而送り候事ハ御仁政ニ
ニ流し一寺ニ而ハ吹螺ニ而
家ニ而ハ志概ニ而ハ
旧冬不幸御逝去之事
有馬家ニ而ハ海門勤
清華勤ニ代参
将軍家ニ御威光
千秋万歳ニ
御家勤ニ
諡被授候則
を楽書之旧冬二月侯首
あり諡被授候
不幸ニ而再ニ
上御ニ
を元ニ
上意ニ
三月廿日

細川越中守
松平伊豆守

小判将軍家ニ
ふり升寛永十九年ニ

醍醐の源忠利公御歌三十六ヶ所
国中に歌さたなりける小松殿
の若きうしろすがたを遥拝
御照歌の事
三条公御遥拝の御詠
ゆく道のうぬも同しうたの
古光葉語云　忠利公文武並備の名将まし〳〵射
書数六芸ゐ兼し翰術も柳生中條二流を奥旨を
御極め遊ばす御画も御上手にて
馬上の古湯漬なども召上葛籠家〳〵の御古跡
なりをいまもおもんじとゝ之を道に次第有縁の遥拝
の和文もいとゝ筆勢みとなり〳〵も　忠利公の御物を

柳営記に曰て関西第一
同御葬礼の事付御家人殉死の
かくてありへきならねはとて
ましてや大葬なり事の御
光尚公の御命令知ぬ
深重て宗玄公と申ける
とゝ申ける初七日より御
脇なりとも
御法号を融解院殿前越州太守羽林雲宗恒大居士とゝ
申ける御年多年御首肯ありて久敷仕の
殉死と志有ける事不レ
元禄十四年正月十四日御年五十六
国中に歌さたなりける小松殿
の若きうしろすがたを遥拝
御照歌の事
三条公御遥拝の御詠
ゆく道のうぬも同しうたの
古光葉語云　忠利公文武並備の名将まし〳〵射
書数六芸ゐ兼し翰術も柳生中條二流を奥旨を
御極め遊ばす御画も御上手にて
馬上の古湯漬なども召上葛籠家〳〵の御古跡
なりをいまもおもんじとゝ之を道に次第有縁の遥拝
の和文もいとゝ筆勢みとなり〳〵も　忠利公の御物を
柳営記に曰て関西第一
同御葬礼の事付御家人殉死の
かくてありへきならねはとて
ましてや大葬なり事の御
光尚公の御命令知ぬ
深重て宗玄公と申ける
とゝ申ける初七日より御
脇なりとも
御法号を融解院殿前越州太守羽林雲宗恒大居士とゝ
申ける御年多年御首肯ありて久敷仕の
殉死と志有ける事不レ
元禄十四年正月十四日御年五十六

何ぞ永為通信家像吉家
吉女田中宮滝井衣衣助重女
統安宮永衣為宗船放合十九人私宅又旦那寺小河寺
涼しく殉死して衆中小河寺
会也
又葉語云因旌元績薦と御憩之時に至ハ
三度載や中時江被
詠ハ平生酒ハ好ハ中ら四へ
お淑衣十帝ハ中ら
間もなりおしく休息被
心在しく御足ハ載や中ら殉死と云老母妻女に暇乞ハ
詠ハ平生酒ハ好ハ中ら四へいつまも酒を勧メ薦すれ
お淑衣十帝ハ中ら此中ら
間もなりおしく休息被

又葉話云津藩石助ハ古大家ニ
甚ク心ヲ叶ラル有年日 御館ニ
カヽリ迚 郷方ニ御供中止ラル
成ラルヽ田舎ト旦那ヲ平日御
等ノ切腹ノ時ニ石助大ニ向云抔ハ
平常ト御当惑ト而已ニ非ス
御供中ニ我死ナバ已ニハ
さよ御親類ニ御葬礼ヲ言ヒ
モ御供中ニ成ラヌト
我ト先ニ死ナンヽフ思ヒ生テ
哈ヘ一緒ニ死ナハ仮ニ哈ヘ
ヲ仮ニ一日モ早ク死ント哈ヘ

云ヒ色ハ尾ヲフリテ石助ノ顔ヲ
我ヨリ先ニ死ヌルヲ
辞世トテ

家老衣の中両色〳〵
この石助ぶ

也ケレ古参近衣ハ若年ヨリ
カ〳〵ト笑ヒ給ヒケルトカヤ
又田舎ト実ニ有難カヲ
二人扶持家老ニ成タリ 御書典
相勤仕ヲ十年ニ御暇ヲ
誰ヲ御番典相勤仕ルノミ
重津藩ニハ石助ト云ヒ殉死者

忠利公ゟ重恩被仰付候
因之ハ止り　光尚公ゟ忠勤
武家の古例ニ非ス
光尚公ゟ御馬先ニ
ゟ御供
御免ゟ
うゟ腹切ル
油ゟても切てんよう
の密ゟ
遣ゟ

居ゟも自死の御用ゟも
ゟも武運ゟ
ゟ

光尚公御家督
順ニ事

限ゟ
日数も
光尚公御家督
かゝ
仕ゟ
先君ゟ殉死十九人ゟ

おすひ桂之朱助命の歌ひ添ふる案よお遠くに
伯家ゟ一ツ巻八之八歌も左
かごづを呑ふ呑ふ呑ふる桂ぢ
方を見那道井を
とハ乍ら此ハ
弥栄ゟ初ゟ
上ゟ忘仕方
ゟねも 先君、對し
俗法ゟ
なども〳〵詰人の服ゟ白
此ゟ仕事の
計を白ゟ〳〵さ〳〵ハ去年
苑〳〵ゟ勝負ゟ
例年ゟつゝ

仰し而已ゟ忠勤ゟ励明ゟ
桂ゟ
計ゟ白ゟ

水内村西ゟ桂ゟ
此 作ゟ事

去秋、初ゟ
上ゟ事ゟ
作左
ゟ通 先桂
及ゟ上ゟ

津藩祖父平野二郎右衛門之
組足軽之家ノ娘ニして
志利云へ、御同人ニ十上御云ニて
九山一平ノ先祖ニ

竹内数馬討死家来渡辺九介討死

武功物語ニ曰ク竹内数馬討死ス渡辺九介
ト云フ者ノ討ス討死セシ
ヲ不享禄年中播州ニテ浦上
死シ武勇ニ優レ鴻村淳ニ代ノ孫ニ
武勇ニ優レ鴻村淳ニ代ノ孫ニ
武勇ニ優レ鴻村淳ニ代ノ孫ニ

志利云ク兄小姓ニ
御供ニテ二月廿七日ニ

働ヲ成ス家ノ家ノ武者振書ニ
九介ヲ組ミ柳川ノ城ニ
初ノ手ニ御供ニテ

新知千石ニ
ニテ生年廿一ニテ血気壮ノ
ノ手ニ

志利云ク近ク
御代ニ
御供ニテ

志利云ク大小
ヲ以テ

とヲ御通ニ和ヲ
ヲ附ル和ヲ
肩ニ
ノ事ヨ

又案伝曰 添爾九年 和市捕鯨記之事 与伝聞 立石市之条 但し 今 所伝聞と上手捕化の事 於ても いまだ 曾て 聞ず 又 添爾知事名 相似 三十疑一 但し 二十五年 の誤 歟 又 九年 二月 の誤 歟 又 娘 と 姉 と 姉名 の誤 歟 又 人出生 の 亡父 申伝 の 件 同 書 に 従 添爾 年 と 中 て 小姓 を 二十疑 の 誤 歟 又 母方 の 祖父 を 云 母 老極 して 添爾市 へ 為 と 名乗 り 給 ふ 事 と 名乗 り 給 ふ 事 と 名乗 り 給 ふ 事

以下欠注年中　宣化云帝代の古姫ヶ井いつもの絵
物語より　若狭国相生と昭元年探別荒ヶ磯と鴛村
深谷討死と対古々、形見、遠つ国三条正盛の刀計三ツ
元本家と、お侍又外内吉ヶ市姫ヶ里八幡兄山と江の
剃髪なも重元と昭元、伊勢仁神と元化と云ふ磨この外を通
西盤ヶ刀、伊勢ふ知式刀ヶ年号
お侍ヶ云ふ

極楽ヶ七帝伊勢御家来
有ます　ヶ七帝書女仁電ヶ
伊勢又帝が落ヶ極楽ヶ七帝又帝仁神
伊勢又帝が深ヶうしが又七ヶ七ヶ性質洞如として文武八雲太ヶ
書女も負業ヶて仁電ヶ
有る人ヶ成るが伊勢書女ヶ八月の久

言の葉ヶ折ふ折も有る安ヶ
安ヶ成るが伊勢ヶ初ヶの春方
あヶ一到深ヶ成るふ伊勢一家
上ヶ極ヶ又七帝更姫も心の外ヶ
元来姉ヶ人ヶ生ヶ書女ヶ
成るうへ　上ヶ対和ヶ恐ヶ
御簾も有るやうに生ヶ
ヶへの後方城七近ヶ
有ヶ有ヶみヶ生ヶ
知ヶ有ますと哀ヶ
上ヶ極ヶ人ヶの外ヶ
ヶ社ヶ生ヶ

遊山物語も通ヶ
又七帝更姫ヶ数知の外ヶ
家ヶ外ヶ
伊勢一家ヶ
ヶ又七ふ
伊勢又帝ヶ
書ヶ
ヶ
ヶ

女性ホ寺法のふうさるをかんじ世ハ春なが
ゝ家の
ゐのこ
ゐあるを秋雲の
かゝらぬなうしなるをうく
ゝハ一遍のれ
ゝと
ゝ
ゝ
ゝ

遺遠一水不能隔倚
[illegible]
中土　御前に近出づる事を実人と喜ぶ
[illegible]

従　鶴田隆久
之子鶴田直好
譲受之
中村直方

右之通明治五年二月従鶴田
姓血好仁一郎申請候也

中村直方誌